

県南広域振興局長告示第99号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、石鳥谷東部土地改良区（花巻市）の定款の変更を認可した。

令和8年9月8日

県南広域振興局長 菅 原 健 司